

新居浜工業高等専門学校学生の車両使用に関する規程

平成4年9月28日規則第13号

最終改正 平成29年1月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生の道路交通関係法令違反及び交通事故を防止し、併せて安全運転の徹底と交通道德の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「車両」とは本校の学生が自ら運転する普通自動車（軽自動車を含む。）及び単車をいい、「単車」とは原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

(許可の申請及び条件)

第3条 本校の学生が通学等を目的として車両を使用することを禁止する。ただし、次表の条件を満たした上、車両使用許可願（以下「許可願」という。）を、学級担任等を経て校長に提出することにより、車両の使用を許可する。

車両の区分 条件	原動機付自転車	自動二輪車 (125cc 以下)	普通自動車
車両を使用できる 学年等	第3学年以上の学生，専攻科生		専攻科生に限る。
運転免許	当該車両の運転免許を取得していること。		
自動車損害賠償 責任保険	加入していること。		
自動車任意保険	対人保険（無制限）に加入していること。		
二輪車安全運転 講習会	受講していること。		—
許可証	所定の位置にステッカー許可証を貼り 付けていること。		運転席のダッシュ ボードの上に駐車 許可証を提示して いること。

2 前項の許可願には、誓約書を添付しなければならない。

3 第1項の条件を満たした場合においても、自転車を含めた車両等の使用に係る違反の状況によっては、車両の使用を許可しない場合がある。

(許可証等)

第4条 前条の規定に基づき車両の使用を許可する場合は、単車にあつてはステッカーを、普通自動車にあつては自動車使用許可証を交付する。

2 単車使用許可ステッカーは単車の所定の箇所に貼付し、自動車使用許可証（以下いずれも「許可証」という。）は、運転席のダッシュボードに、校長印が押印されている面を上にして提示しなければならない。

(許可証の有効期限)

第5条 普通自動車の許可証の有効期限は、当該学生の学生証の有効期限と同様とする。ただし、運転免許証及び自動車任意保険の更新を行った場合は、速やかに届け出なければならない。

2 単車の許可証の有効期限は、許可を受けた年度の翌年度6月までとする。

(許可証の更新)

第6条 許可証の更新をしようとする学生は、当該許可証の有効期間が満了する日までの間に、許可願を学級担任等を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可願には、第3条第2項に規定する誓約書の添付は要しない。

(遵守事項)

第7条 第3条により車両の使用を許可された学生は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、教職員の指示に従わなければならない。

- (1) 道路交通関係法令に違反する行為はしないこと。
- (2) 単車の使用に際しては、2人乗車はしないこと。
- (3) 学生相互の車両の貸し借りはしないこと。
- (4) 本校周辺の道路上及びこれに近接した空地等に駐車しないこと。
- (5) 「学生便覧」に示された校内車両運行区域を守り、徐行すること。
- (6) 許可された車両は必ず校内の所定の駐車場を使用すること。

(違反等の届出)

第8条 学生が道路交通関係法令に違反した場合又は交通事故を起こした場合は、速やかに学級担任等に連絡し、道路交通関係法令違反・交通事故届を1月以内に学級担任等を経て校長に提出しなければならない。

(懲戒処分)

第9条 学生が道路交通関係法令に違反した場合及び交通事故を起こした場合並びにこの規程に違反した場合には、実情を調査の上、必要と認める場合は別に定める懲戒処分を行う。

附 則

1 この規程は、平成4年10月1日から施行する。

2 昭和55年2月7日制定の「新居浜工業高等専門学校原動機付車両の使用に関する規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月11日 一部改正）

この規程は、平成29年1月11日から施行する。